

京都市告示第576号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

令和5年1月10日

京都市長 門川大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
公益財団法人京都市ユースサービス協会	京都市青少年活動センターの使用料の徴収	令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)